

令和 9 年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項の主な改訂点

新潟県教育庁高等学校教育課

全般的な改訂点

- 1 特色化選抜を廃止した。
- 2 一般選抜の中に一般枠と学校設定枠の募集枠を設けた。
- 3 欠員補充のための 2 次募集において、学力検査を廃止した。
- 4 選抜日程の全体を前倒しした。
- 5 調査書を、ウェブ出願システムにより提出することとした。
 ※ このことに伴い、調査書への職印の押印を不要とし、「様式 1 調査書」において「印」を削除した。なお、中学校等において調査書を作成するために用いるシステム等の仕様により、作成した調査書に「印」が記載される場合においても、職印の押印は不要とする。
- 6 志願先高等学校長が志願者に配付する書類を、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付することとした。

I 基本方針の改訂点

- 7 p. 1 「第 5 一般選抜」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 一般選抜の中に、一般枠と学校設定枠の募集枠を設ける。	2 (略)
3 (略) また、定時制の課程においては、学力検査と同日に面接を実施する。(略)	
4 一般枠において、各学校は、志願者の能力、適性、関心・意欲等を多面的に評価する観点から、学校独自検査を実施することができる。(略)	3 各学校は、志願者の能力、適性、関心・意欲等を多面的に評価する観点から、学校独自検査を実施することができる。(略)
5 学校設定枠において、各学校は、アドミッション・ポリシーを踏まえ、志願者の明確な目的意識等を評価する観点から、「その他の検査等」を実施することができる。「その他の検査等」のうち、「学力検査の翌日に実施する検査」の本検査は、令和 9 年 2 月 26 日(金)に実施する。	4 (略)
6 (略)	
7 一般枠の学校独自検査の追検査は、令	5 学校独自検査の追検査は、令和 8 年 3

和9年3月3日(水)に、本検査と異なる問題等によって実施する。 8 学校設定枠の「その他の検査等」のうち、「学力検査の翌日に実施する検査」の追検査は、令和9年3月3日(水)に、本検査と異なる問題等によって実施する。 9 一般枠の選抜は、全日制の課程では「調査書」、「学力検査の成績」及び学校独自検査を実施する学校、学科においては「学校独自検査の結果」に基づいて、定時制の課程では「調査書」、「学力検査の成績」及び「面接の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。 10 学校設定枠の選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「その他の検査等の結果」及び加点をする学校、学科においては「加点する得点」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。	月10日(火)に、本検査と異なる問題等によって実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の追検査当日に実施する。 6 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」及び学校独自検査を実施する学校、学科においては「学校独自検査の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。
--	---

8 p. 2 「第7 海外帰国生徒等特別選抜」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
3 一般選抜の検査日に行う選抜における学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。(略) 4 欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜における検査等は、面接及び日本語による作文を実施する。ただし、学校、学科によっては、面接及び日本語による作文のほかに必要な検査を実施することができる。 5 一般選抜の検査日に行う選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」、「作文の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、一般選抜における選抜とは別に、各学校が総合的に審査して行う。 6 欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜は、「調査書」、「面接の結果」、「作文の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、欠員補	3 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。(略) 4 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」、「作文の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、一般選抜、欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、各学校が総合的に審査して行う。

充のための２次募集における選抜とは別に、各学校が総合的に審査して行う。

Ⅱ 一般選抜の改訂点

- 9 p. 4 「第１ 対象高等学校及び募集人数」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
3 一般選抜の中に、次の(1)、(2)の募集枠を設ける。 (1) 一般枠 すべての学校、学科が設定し、すべての志願者が出願する。一般枠の募集人数は、別に公示する募集人数から、学校設定枠の合格者数を除いた人数とする。 (2) 学校設定枠 アドミッション・ポリシーを踏まえて各学校、学科が設定し、希望する志願者が、一般枠に加えて同一の学校、学科に出願する。学校設定枠を設ける学校、学科及び募集人数は、別に公示する。	3 一般選抜の募集人数は、別に公示する募集人数から特色化選抜の合格内定者数を除いた人数とする。

- 10 p. 4 「第３ 出願」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 出願する学校、学科が学校設定枠を設けている場合には、一般枠に加えて、同一の学校、学科の学校設定枠に出願することができる。 3 (略) 4 出願に必要な書類は、次の(1)、(2)のとおりとする。 (1) 一般枠の出願に必要な書類 「調査書」(様式１)とし、この書類は、新潟県教育委員会が中学校に配付する。 (略) (2) 学校設定枠の出願に必要な書類 「調査書」に加えて、志願する学校、学科が提出を求める書類(「学校設定枠志願理由書」(様式志願理由書)、実績等を証明するための書類等)とする。「学校設定枠志願理由書」の様式は、新潟県教育委員会のホームページからダウンロードすることができる。ただし、志願する学校、学科によっては、提出を求める書類がない場合もある。	2 (略) 3 出願に必要な書類は「調査書」(様式１)とし、この書類は、新潟県教育委員会が中学校に配付する。 (略)

なお、音楽科の出願に必要な「音楽科実技検査演奏曲目申告書」は、一般枠において提出するため、学校設定枠で改めて提出する必要はない。 5 中学校長は、次の(1)、(2)により出願に当たるものとする。 (1) 「調査書」について、校内に「調査書作成委員会」を設け、調査書作成委員会内に「調査書点検係」を置き、「調査書」の作成に厳正を期するとともに、「調査書点検係」による点検済みの調査書を志願先高等学校長に提出する。 (2) 志願する学校、学科が提出を求める書類について、出願に必要な書類がすべて揃っていることを確認し、志願先高等学校長に提出する。なお、実績等を証明するための書類の提出に当たっては、それぞれの大会・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる活動等について、本人が出場、発表、取得、実践したこと等を証明する次のア～クのいずれかの書類を添付すること（複数提出可）。 ア 該当大会に出場した際の賞状の写し（A 4 サイズに縮小又は拡大すること。） イ 志願者が該当大会に出場したことや強化指定選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県のスポーツ協会（体育協会）加盟団体会長名による証明書（様式自由） ウ 該当大会のプログラムにおいて、志願者の氏名が記載されているページの写し（表紙の写しも添付する。A 4 サイズに縮小又は拡大すること。） エ コンクール等で受賞等した際の賞状の写しや出品した研究作品等 オ 検定試験等における合格証明書、若しくはスコア証明書の写し等（A 4 サイズに縮小又は拡大すること。） カ 中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる	4 中学校長は、校内に「調査書作成委員会」を設け、調査書作成委員会内に「調査書点検係」を置き、「調査書」の作成に厳正を期するとともに、「調査書点検係」による点検済みの調査書を志願先高等学校長に提出する。
---	--

活動実績を示す資料又はレポート等の写し（A 4 サイズに縮小又は拡大すること。）	
キ 生徒会活動における実績を示す資料の写し	
ク その他実績を証明する資料の写し	
6 （略）	5 （略）
7 （略）	6 （略）
(4) 中学校長は、次のア及びイの方法により、出願期間内に、出願に必要な書類を、志願先高等学校長に提出する。ただし、イは該当する書類がある場合とする。	(4) 中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類を志願先高等学校長に提出する。志願先高等学校に持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。また、郵送する場合も、出願期間内に必着とし、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒（角形 2 号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。）を同封する。（略）
ア 「調査書」（様式 1）は、上記(3)のウェブ出願システムにおける承認により提出される。	
イ 「調査書」を除く出願に必要な書類は、紙面で志願先高等学校に持参又は郵送により提出する。	
志願先高等学校に持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。また、郵送する場合も、出願期間内に必着とする。（略）	
8 志願先高等学校長が志願者に配付する書類は、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。	
9 （略）	7 （略）
10 一般枠において第 2 志望を認める学校、学科については、別に公示する。	8 第 2 志望を認める学校、学科については、別に公示する。
11 （略）	9 （略）

11 p. 6 「第 4 県外中学校からの出願」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
1 （略）ただし、付表 1「学校・学科の一覧表」のうち、○、◎を付した「県外からの出願を認める学校・学科」については、次の(1)又は(2)の条件を満たす場合、上記理由の有無にかかわらず、出願することができる。 (1) 付表 1 で○を付した学校、学科については、次のア～ウの条件を全て満たす場合、出願することができる。 ア 学校設定枠に出願すること	1 （略）ただし、付表 1※の「県外からの出願を認める学校・学科」については、上記理由の有無にかかわらず、次のア、イの条件を全て満たす場合、出願することができる。 ア 該当の学科に対する目的意識が強いこと イ 親権を代行できる者が新潟県内に得られること

イ 該当の学科に対する目的意識が強いこと ウ 親権を代行できる者が新潟県内に得られること (2) 付表 1 で◎を付した学校、学科については、上記(1)のイ、ウの条件を満たせば、学校設定枠に出願しなくても、出願することができる。 3 (略)出願に必要な書類の提出も、期間内に必着のこととし、「調査書」を除く出願に必要な書類を志願先高等学校に持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。また、郵送する場合も、志願変更期間内に必着とする。	3 (略)出願に必要な書類の提出も、期間内に必着のこととし、志願先高等学校に持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。
---	---

12 p. 7 「第 6 志願変更」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
1 出願期間の終了後、中学校長が適当と認めた者に限り、1 回だけ志願変更を認める。ただし、(1)、(2)の変更は認めない。 (1) 第 2 志望のみの変更 (2) 学校設定枠のみの変更 3 (略) (4) 中学校長は、次のア及びイの方法により、志願変更期間内に、出願に必要な書類を、志願先高等学校長に提出する。ただし、イは該当する書類がある場合とする。 ア 「調査書」(様式 1)は、上記(3)のウェブ出願システムにおける承認により提出される。 イ 「調査書」を除く出願に必要な書類は、紙面で志願先高等学校に持参又は郵送により提出する。ただし、同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合で、前記「第 3 出願」4 (2)のうち、実績等を証明するための書類が同一の場合は、改めて提出する必要はない。 志願先高等学校に持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。また、郵送する場合も、志願変更期間内に必着とする。なお、分校・	1 出願期間の終了後、中学校長が適当と認めた者に限り、1 回だけ志願変更を認める。ただし、第 2 志望のみの変更は認めない。 3 (略) (4) 中学校長は、志願変更期間内に、出願に必要な書類を志願先高等学校長に提出する。志願先高等学校に持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。また、郵送する場合も、志願変更期間内に必着とし、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形 2 号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。

キャンパス志願者の出願に必要な書類の提出先は、本校とする。 志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている書類を中学校長に返還する必要はない。 4 志願先高等学校長が志願者に配付する書類は、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に配付する。 5 (略) 6 (略) なお、一旦納付し、出願手続きが完了した場合は、入学考査料は還付しないものとする。 (削除) (削除)	4 (略) 5 (略) なお、一旦納付した入学考査料は還付しないものとする。 6 異なる高等学校に志願変更をする場合、中学校長は、新たに作成した「調査書」を、新たに志願する高等学校長に提出する。なお、志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている「調査書」を中学校長に返還する必要はない。 7 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合、中学校長は、「調査書」を改めて提出する必要はない。
--	--

13 p. 9 「第8 自己申告書」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。 (略) (削除) (4) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に志願先高等学校長に持参又は郵送により提出することとし、前記「第3 出願」の7(4)イに準ずること。なお、「調査書」を除く出願に必要な書類がある場合は、併せて	2 「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(5)のとおり行うこととする。ただし、特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に出願する場合は、改めて提出する必要はない。 (略) (4) 特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と異なる高等学校に出願する場合は、前記(1)、(2)の手続の必要はなく、(3)の原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。 (5) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類とともに志願先高等学校長に提出する。提出については前記「第3 出願」の6(4)によること。

提出する。	
-------	--

- 14 p. 9 「第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
佐渡航路欠航のため、志願先高等学校で受検できないと予想される者がいる場合には、新潟県立新潟高等学校、新潟県立長岡高等学校、新潟県立高田高等学校又は新潟県立佐渡高等学校において学力検査、定時制の課程における面接、一般枠の学校独自検査及び学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」を実施するので、中学校長は、あらかじめ「佐渡航路欠航による受検会場変更届」(様式6)を、紙面により新潟県教育委員会教育長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会教育長)及び上記該当受検会場校長並びに志願先高等学校長に届け出ておくものとする。(略)	佐渡航路欠航のため、志願先高等学校で受検できないと予想される者がいる場合には、新潟県立新潟高等学校、新潟県立長岡高等学校、新潟県立高田高等学校又は新潟県立佐渡高等学校において学力検査及び学校独自検査を実施するので、中学校長は、あらかじめ「佐渡航路欠航による受検会場変更届」(様式6)を、紙面により新潟県教育委員会教育長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会教育長)及び上記該当受検会場校長並びに志願先高等学校長に届け出ておくものとする。(略)

- 15 p. 9 「第10 学力検査等(本検査)」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 (略) (4) (略)面接は、個人面接又は集団面接を実施する。	2 (略) (4) (略)

- 16 p. 11 「第11 一般枠の学校独自検査(本検査)」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 学校独自検査は、学校、学科により、実技検査、面接を実施する。	2 学校独自検査は、次の(1)～(6)のいずれかにより実施する。ただし、高等学校長は、学校、学科により、複数の検査を選択して実施することができる。 (1) 面接 (2) PRシート (3) 実技検査 (4) 課題作文 (5) 筆答検査 (6) その他の検査

- 17 p. 11 「第12 学校設定枠の「その他の検査等」」を新たに規定した。

- 18 p. 11 「第13 受検上の留意事項」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 学力検査、定時制の課程における面接、一般枠の学校独自検査及び学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」を欠席する場合は、中学校長を通じて、志願先高等学校長に連絡すること。	2 学力検査及び学校独自検査を欠席する場合は、中学校長を通じて、志願先高等学校長に連絡すること。

改訂後	改訂前
2 (略) (1) 高等学校長は、次のア又はイの方法で総合得点を算出し、「総合得点表(一般枠)(全日制の課程)」(様式3)を作成する。また、学校設定枠を設ける学校、学科は、「総合得点表(一般枠)(全日制の課程)」のほかに、ウ又はエの方法で総合得点を算出し、「総合得点表(学校設定枠)(全日制の課程)」(様式3-②)を作成する。 ア 一般枠(学校独自検査を実施しない学校、学科) (略) (イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を各学校、学科が定めた配点にしたがって1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値 c_1 を学力検査の換算点とする。 (略) イ 一般枠(学校独自検査を実施する学校、学科) (略) ウ 学校設定枠を設ける学校、学科(加点をしない学校、学科) (ア) 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を、各学校、学科が定めた配点にしたがって合計して「学習の記録の合計」とする。これを各学校、学科が定めた配点にしたがって換算し、その値 b_2 を学習の記録の換算点とする。 なお、各学校、学科の配点については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。 (イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を、各学校、学科が定めた配点にしたがって換算し、その値 c_2 を学力検査の換算点とする。 なお、各学校、学科の配点については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」	2 (略) (1) 高等学校長は、次のア又はイの方法で総合得点を算出し、「総合得点表」(様式3)を作成する。 ア 学校独自検査を実施しない学校、学科 (略) (イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値 c を学力検査の換算点とする。 (略) イ 学校独自検査を実施する学校、学科 (略)

に示すとおりとする。 (ウ) 学校設定枠の「その他の検査等」の得点を d_2 とする。 なお、各学校、学科の配点については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。 (エ) 次の値 a_2 を総合得点とする。 $a_2 = b_2 + c_2 + d_2$ エ 学校設定枠を設ける学校、学科(加点をする学校、学科) ウと同様の方法で算出した得点 a_2 に加点する得点 e を加えて、次の総合得点 A_2 を算出する。 $A_2 = a_2 + e$ (2) 高等学校長は、上記(1)のア又はイで算出した「総合得点表(一般枠)(全日制の課程)」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、一般枠の入学者を選抜する。ただし、学校設定枠を設ける学校、学科は、上記(1)のウ又はエで算出した「総合得点表(学校設定枠)(全日制の課程)」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、学校設定枠の入学者を選抜した後、一般枠の入学者を選抜する。 3 定時制の課程において、高等学校長は、次の(1)、(2)により入学者を選抜する。 (1) 高等学校長は、次のアの方法で総合得点を算出し、「総合得点表(一般枠)(定時制の課程)」(様式3-③)を作成する。また学校設定枠を設ける学校、学科は、「総合得点表(一般枠)(定時制の課程)」のほかに、イの方法で総合得点を算出し、「総合得点表(学校設定枠)(定時制の課程)」(様式3-④)を作成する。 ア 一般枠 (ア) 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して「学習の記録の合計」とする。この値を b_3 とする。 (イ) 国語、数学、英語の3教科の学力検査の結果を「学力検査の合	(2) 高等学校長は、上記(1)のア又はイで算出した「総合得点表」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。 3 定時制の課程において、高等学校長は、「調査書」、「3教科の学力検査の得点」及び「学校独自検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。ただし、令和8年4月1日現在で満20歳以上になる志願者のうち、希望により国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検した者については、「調査書」、「作文」及び「学校独自検査の結果」を資料とする。
--	--

計」とする。この値を c_3 とする。
ただし、令和9年4月1日現在で満20歳以上になる志願者のうち、希望により国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検した者については、「作文」の得点(満点は300点)を「学力検査の合計」とする。

(ウ) 面接の得点を d_3 とする。

(エ) 次の値 A_3 を総合得点とする。

$$A_3 = b_3 + c_3 + d_3$$

イ 学校設定枠を設ける学校、学科

(ア) 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を、各学校、学科が定めた配点にしたがって合計して「学習の記録の合計」とする。これを各学校、学科が定めた配点にしたがって換算し、その値 b_4 を学習の記録の換算点とする。

なお、各学校、学科の配点については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

(イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を、各学校、学科が定めた配点にしたがって換算し、その値 c_4 を学力検査の換算点とする。

なお、各学校、学科の配点については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

(ウ) 学校設定枠の「その他の検査等」の得点を d_4 とする。

なお、各学校、学科の配点については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

(エ) 次の値 A_4 を総合得点とする。

$$A_4 = b_4 + c_4 + d_4$$

(2) 高等学校長は、上記(1)のアで算出した「総合得点表(一般枠)(定時制の課程)」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、一般枠の入学者を選抜する。ただし、学校設定

枠を設ける学校、学科は、上記(1)の イで算出した「総合得点表(学校設 定枠)(定時制の課程)」を資料とし、 「入学者選抜会議」の審議を経て、 学校設定枠の入学者を選抜した後 に、一般枠の入学者を選抜する。 (略) 5 次の(1)～(4)のいずれかに該当する 志願者は、選抜の対象としない。 (略) (2) 定時制の課程における面接を正当 な理由なく欠席した者 (3) 一般枠の学校独自検査を正当な理 由なく欠席した者 (4) 学校設定枠の「学力検査の翌日に 実施する検査」を正当な理由なく欠席 した者 ただし、(4)に該当する者のうち、 (1)～(3)のいずれにも該当しない場 合は、一般枠のみ選抜の対象とする。	(略) 5 次の(1)、(2)のいずれかに該当する 志願者は、選抜の対象としない。 (略) (2) 学校独自検査を正当な理由なく欠 席した者
---	--

20 p. 14 「第15 合格者の発表等」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 高等学校長は、当該高等学校を受検 し、一般選抜において不合格となった者 で、本人が受検票等を提示し、学力検査、 一般枠の学校独自検査の結果及び学校 設定枠の「その他の検査等」の結果の開 示を口頭で請求した場合には、本人の学 力検査における各教科の得点及び教科 の合計得点並びに一般枠の学校独自検 査の得点、学校設定枠の「その他の検査 等」の得点、定時制の課程における面接 の得点を開示する。 (略)	2 高等学校長は、当該高等学校を受検 し、一般選抜において不合格となった者 で、本人が受検票等を提示し、学力検査 及び学校独自検査の結果の開示を口頭 で請求した場合には、本人の学力検査に おける各教科の得点及び教科の合計得 点並びに学校独自検査の得点を開示す る。 (略)

21 p. 15 「第16 追検査」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
1 追検査の対象者・実施高等学校 身体・健康上の理由など、本人に帰責 されない理由により、やむを得ず、学力 検査(本検査)の全教科(定時制の課程は 学力検査及び面接)又は一般枠の学校独 自検査(本検査)、学校設定枠の「学力検 査の翌日に実施する検査」、あるいはそ の全てを欠席した者を対象とし、受検を	1 追検査の対象者 身体・健康上の理由など、本人に帰責 されない理由により、やむを得ず、学力 検査(本検査)の全教科又は学校独自検 査(本検査)、あるいはその両方を欠席し た者。

希望する者がいる高等学校において実施する。 8 一般枠の学校独自検査の追検査(略) 9 学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」の追検査 (1) 令和9年3月3日(水)に実施する。 (2) 実施時間割等は、前記「第12 学校設定枠の「その他の検査等」」4と同様とする。 (3) 検査問題等については、令和9年2月26日(金)に実施する学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」の問題等とは異なる問題等とする。 10 (略) (2) 次のア～エのいずれかに該当する志願者は、上記(1)による選抜の対象としない。 ア 学力検査の追検査の全教科を欠席した者 イ 定時制の課程における面接の追検査を正当な理由なく欠席した者 ウ 一般枠の学校独自検査の追検査を正当な理由なく欠席した者 エ 学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」の追検査を正当な理由なく欠席した者 ただし、エに該当する者のうち、ア～ウのいずれにも該当しない場合は、一般枠のみ選抜の対象とする。 なお、志願者が定時制の課程における面接の追検査、一般枠の学校独自検査の追検査、学校設定枠の「学力検査の翌日に実施する検査」の追検査を欠席した場合、中学校長は、「一般選抜(追検査)における欠席理由書」(様式8)を、令和9年3月3日(水)午後4時までに志願先高等学校長に提出すること。	8 学校独自検査の追検査(略) 9 (略) (2) 次のア、イのいずれかに該当する志願者は、上記(1)による選抜の対象としない。 ア 学力検査の追検査の全教科を欠席した者 イ 学校独自検査の追検査を正当な理由なく欠席した者 なお、志願者が学校独自検査の追検査を欠席した場合、中学校長は、「学校独自検査(追検査)における欠席理由書」(様式8)を、令和8年3月10日(火)午後4時までに志願先高等学校長に提出すること。
---	---

Ⅲ 欠員補充のための2次募集の改訂点

22 p.18 「第3 出願」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
8 志願先高等学校長が志願者に配付する書類は、中学校においてウェブ出願システムから印刷し、中学校長が志願者に	

配付する。 9 (略)	8 (略)
----------------	-------

23 p. 19 「第9 学力検査等」を「第9 面接等」とし、新たに規定した。

24 p. 19 「第11 入学者の選抜方法」について、次のとおり改定した。

改訂後	改訂前
4 高等学校長は、一般選抜における学力検査（本検査又は追検査）を受検した者の「学力検査の結果」を参考にすることができる。	
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)

IV 海外帰国生徒等特別選抜の改訂点

25 p. 21 「第2 出願資格」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 外国において継続して2年以上在住している者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (略) (2) 入学時までに帰国(入国)して保護者とともに居住を予定している者 (3) やむを得ない理由により、志願者が保護者とともに県内で居住する予定がなく「身元引受人依頼・承諾書」(様式10-②)を提出した者	2 外国において継続して2年以上在住している者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者 (略) (2) 入学時までに帰国(入国)して居住を予定している者

26 p. 21 「第3 出願資格の審査」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
3 (略)ただし、在外教育施設(学校教育法施行規則第95条第2号)を卒業する見込みの者又は卒業した者については、上記2により申請を行うこと。 (略)	3 (略)
4 入学時まで保護者が海外に居住する予定の場合、もしくは、やむを得ない理由により、志願者が保護者とともに県内に居住する予定がない場合は、「身元引受人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用)」(様式10-②)を、新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)あてに郵送にて提出する。	4 入学時まで保護者が海外に居住する予定の場合は、「身元引受人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用)」(様式10-②)を、新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)あてに郵送にて提出する。

27 p. 24 「第11 学力検査等」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 追検査（一般選抜（追検査）の検査日に実施する検査） （1）追検査の対象者・実施高等学校（略） 3 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜 （1）面接及び日本語による作文を実施する。 （2）実施時間割は、次のとおりとする。 面接は、個人面接を実施する。なお、面接等の実施時間割は、高等学校長が別に定める。 （略）	2 追検査（一般選抜（追検査）の検査日に実施する検査） （1）追検査の対象者（略） 3 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜 （1）学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。ただし、数学、英語の学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した欠員補充のための2次募集学力検査の問題により実施する。 （2）学力検査、面接及び作文の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。面接は、個人面接を実施する。 （略）

V 通信制の課程の入学者選抜の改訂点

28 p. 27 「第3 出願」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 （略） （3）中学校を卒業又は修了（以下、「卒業」という。）する見込みの者又は卒業した者の手続については、前記（1）、（2）のほか、次のア～ウによる。 （略） ウ 中学校長は次の（ア）及び（イ）の方法により、出願期間内に、「調査書」（様式1）及び上記アの封筒を志願先高等学校長に提出する。 （ア）「調査書」は、上記イのウェブ出願システムにおける承認により提出される。 （イ）志願者から提出を受けた上記アの封筒を、志願先高等学校に持参または郵送により提出する。志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。また、郵送する場合も、出願期間内	2 （略） （3）中学校を卒業又は修了（以下、「卒業」という。）する見込みの者又は卒業した者の手続については、前記（1）、（2）のほか、次のア、イによる。 （略）

に必着とする。	
---------	--

様式に関する改訂点

29 p. 32 様式 1 「調査書」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
(様式) (削除)	(様式) 「校長氏名」等を記載する欄の「印」
(p. 33 「調査書」の記入について) (7) 「校長氏名」等 調査書作成年月日、学校名、校長名を記入する。	(p. 33 「調査書」の記入について) (7) 「校長氏名」等 調査書作成年月日、学校名、校長名を記入し、職印を押印する。

30 p. 36 様式志願理由書「学校設定枠志願理由書」及び記入上の留意点を新設した。

31 p. 42 様式 3 「総合得点表(一般枠)(全日制の課程)」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
(4) (略) ア 一般枠(学校独自検査を実施しない学校、学科) (略) イ 一般枠(学校独自検査を実施する学校、学科) (略)	(4) (略) ア 学校独自検査を実施しない学校、学科 (略) イ 学校独自検査を実施する学校、学科 (略)
(5) (略) なお、一般枠(学校独自検査を実施しない学校、学科)は、総合得点表の「得点 a_1 」の欄を「総合得点 a_1 」とし、「学校独自検査 d_1 」の欄及び「総合得点 A_1 」の欄を設けないものとする。	(5) (略) なお、学校独自検査を実施しない学校、学科は、総合得点表の「得点 a_1 」の欄を「総合得点 a_1 」とし、「学校独自検査 d 」の欄及び「総合得点 a_2 」の欄を設けないものとする。

32 p. 43 様式 3－②「総合得点表(学校設定枠)(全日制の課程)」を新設した。

33 p. 44 様式 3－③「総合得点表(一般枠)(定時制の課程)」を新設した。

34 p. 45 様式 3－④「総合得点表(学校設定枠)(定時制の課程)」を新設した。

- 35 p. 50 様式7「一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願」について、次のとおり改訂した。

改訂後		改訂前	
(様式)		(様式)	
欠席した検査	学力検査 定時制の課程における面接 一般枠の学校独自検査 学校設定枠の「その他の検査等」	欠席した検査	学力検査 学校独自検査
◎作成及び取扱上の注意		◎作成及び取扱上の注意	
2 欠席した検査は、「学力検査」、「定時制の課程における面接」、「一般枠の学校独自検査」、「学校設定枠の「その他の検査等」」のうち該当するものを○で囲むこと。		2 欠席した検査は、「学力検査」、「学校独自検査」のうちいずれか一つ又は両方を○で囲むこと。	
3 受検する課程を「全日制」、「定時制」のうちいずれか一つを○で囲むこと。また、分校・キャンパスを受検する場合は、()内に必要事項を記入すること。			
4 (略)		3 (略)	
5 (略)		4 (略)	
6 (略)		5 (略)	
7 (略)		6 (略)	

- 36 p. 51 様式8「一般選抜(追検査)における欠席理由書」について、次のとおり改訂した。

改訂後		改訂前	
(様式)			
欠席した追検査	定時制の課程における面接 一般枠の学校独自検査 学校設定枠の「その他の検査等」		
◎作成及び取扱上の注意		◎作成及び取扱上の注意	
2 欠席した追検査は、「定時制の課程における面接」、「一般枠の学校独自検査」、「学校設定枠の「その他の検査等」」、のうちいずれか一つを○で囲むこと。			
3 受検する課程を「全日制」、「定時制」のうちいずれか一つを○で囲むこと。また、分校・キャンパスを受検す			

る場合は、（ ）内に必要事項を記入すること。	
4 (略)	2 (略)
5 (略)	3 (略)
6 (略)	4 (略)

- 37 p. 52 様式9「欠員補充のための2次募集における欠席理由書」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
◎作成及び取扱上の注意 2 受検する課程は全日制、「定時制」のうちいずれか一つを○で囲むこと。 また、分校・キャンパスを受検する場合は、（ ）内に必要事項を記入すること。	
3 (略)	2 (略)
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)

- 38 p. 54 様式10-②「身元引受人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用)」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
上記の志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、責任を持って身元引受人になることを承諾します。なお、志願者が新潟県立高等学校へ進学した場合は、引き続き身元引受人になることをあわせて承諾します。	上記の志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、保護者が帰国するまでの間、責任を持って身元引受人になることを承諾します。

その他の改訂点

- 39 p. 56 付表1「学校・学科の一覧表」を、次のとおり改訂した。
- 「国際フロンティア グローバル探究」を追加し、「国際情報 専門系」を削除した。
 - 県外からの出願について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
※○、◎は、一家転住等の特別な理由の有無にかかわらず、県外からの出願を認める学校・学科です。 ○は、学校設定枠に出願することを条件として、出願することができる学校・学科です。 ◎は、学校設定枠に出願しなくても、出願することができる学校・学科です。 (学校設定枠が設定されている学校・学科であれば、学校設定枠に出願する	※は、一家転住等の特別な理由の有無にかかわらず、県外からの出願を認める学校・学科です。

こともできます)	
----------	--

40 p. 57 (注6)について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
県立長岡農業高等学校の生産技術科、園芸科学科及び食品科学科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、農業科として募集を行う。	県立長岡農業高等学校の生産技術科、食品科学科及び生活環境科については、小学科単位での募集は行わず、小学科を一括して、農業科として募集を行う。

41 p. 58 付表2「新潟県公立高等学校所在地一覧」について、次のとおり改訂した。

- ・ 29 村松高等学校の郵便番号、所在地を変更した。
- ・ 「国際フロンティア高等学校」を追加し、「国際情報高等学校」を削除した。